

令和7年第1回

石川県議会定例会議案

(その二)



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第2号	令和7年度石川県一般会計予算……………	1
議案第3号	令和7年度石川県証紙特別会計予算……………	15
議案第4号	令和7年度石川県土地取得特別会計予算……………	17
議案第5号	令和7年度石川県国民健康保険特別会計予算……………	19
議案第6号	令和7年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算……………	21
議案第7号	令和7年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算……………	23
議案第8号	令和7年度石川県林業改善資金特別会計予算……………	25
議案第9号	令和7年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算……………	27
議案第10号	令和7年度石川県公営競馬特別会計予算……………	29
議案第11号	令和7年度石川県港湾整備特別会計予算……………	33
議案第12号	令和7年度石川県育英資金特別会計予算……………	37
議案第13号	令和7年度石川県公債管理特別会計予算……………	39
議案第14号	令和7年度石川県立中央病院事業会計予算……………	43
議案第15号	令和7年度石川県立こころの病院事業会計予算……………	47
議案第16号	令和7年度石川県港湾土地造成事業会計予算……………	49
議案第17号	令和7年度石川県流域下水道事業会計予算……………	51
議案第18号	令和7年度石川県水道用水供給事業会計予算……………	53



## 議案第2号

# 令和7年度石川県一般会計予算

令和7年度の石川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ837,989,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和7年度石川県一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は150,000,000千円と定める。ただし、借入金額には起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県一般会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県 税		千円 168,500,000
	1 県 民 税	51,740,100
	2 事 業 税	42,660,000
	3 地 方 消 費 税	40,600,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,800,000
	5 県 た ば こ 税	1,200,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	470,000
	7 軽 油 引 取 税	10,000,000
	8 自 動 車 税	18,250,000
	9 鉱 区 税	900
	10 狩 猟 税	9,000
	11 核 燃 料 税	770,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		61,300,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	61,300,000
3 地 方 譲 与 税		24,880,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	22,800,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,730,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	59,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	208,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	72,000

議案第二号 令和七年度石川県一般会計予算 歳入

款	項	金額
	6 航空機燃料譲与税	11,000 <small>千円</small>
4 地方特例交付金		700,000
	1 地方特例交付金	700,000
5 地方交付税		138,230,000
	1 地方交付税	138,230,000
6 交通安全対策特別交付金		190,000
	1 交通安全対策特別交付金	190,000
7 分担金及び負担金		3,224,600
	1 分担金	224,537
	2 負担金	3,000,063
8 使用料及び手数料		7,096,537
	1 使用料	5,405,525
	2 手数料	1,691,012
9 国庫支出金		201,841,484
	1 国庫負担金	116,626,889
	2 国庫補助金	82,759,115
	3 国庫委託金	2,455,480
10 財産収入		825,650
	1 財産運用収入	512,622
	2 財産売払収入	313,028
11 寄附金		419,000
	1 寄附金	419,000
12 繰入金		41,113,936

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	68,812
	2 基金繰入金	41,045,124
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		73,268,792
	1 延滞金、加算金及び過料等	182,455
	2 県預金利子	35,915
	3 貸付金元利収入	43,682,129
	4 受託事業収入	15,490,468
	5 収益事業収入	3,800,000
	6 雑収入	10,077,825
15 県債		116,399,000
	1 県債	116,399,000
歳入合計		837,989,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1, 161, 427
	1 議 会 費	1, 161, 427
2 総 務 費		102, 198, 535
	1 総 務 管 理 費	15, 939, 079
	2 徴 税 費	83, 003, 716
	3 市 町 村 振 興 費	1, 640, 142
	4 選 挙 費	1, 313, 371
	5 人 事 委 員 会 費	106, 226
	6 監 査 委 員 費	196, 001
3 危 機 管 理 費		2, 388, 301
	1 危 機 管 理 費	2, 388, 301
4 復 旧 ・ 復 興 費		30, 313, 469
	1 復 旧 ・ 復 興 費	30, 313, 469
5 企 画 振 興 費		7, 966, 416
	1 企 画 振 興 費	7, 966, 416
6 文 化 観 光 ス ポ ー ツ 費		12, 680, 006
	1 文 化 ス ポ ー ツ 費	5, 538, 313
	2 観 光 費	7, 141, 693
7 健 康 福 祉 費		97, 679, 477
	1 高 齢 者 福 祉 費	39, 548, 908
	2 子 育 て 福 祉 費	18, 819, 872
	3 障 害 福 祉 費	13, 717, 097

款	項	金額
	4 地域福祉費	12,642,512 <small>千円</small>
	5 健康推進費	5,754,224
	6 生活衛生費	358,021
	7 医薬看護費	6,838,843
<b>8 生活環境費</b>		<b>3,483,960</b>
	1 環境費	2,399,807
	2 県民生活費	1,084,153
<b>9 商工労働費</b>		<b>65,086,910</b>
	1 商工費	62,961,443
	2 労働費	2,038,631
	3 労働委員会費	86,836
<b>10 農林水産業費</b>		<b>39,025,354</b>
	1 農業費	17,865,814
	2 畜産業費	1,010,680
	3 農地費	11,291,439
	4 林業費	6,199,990
	5 水産業費	2,657,431
<b>11 土木費</b>		<b>67,023,419</b>
	1 土木管理費	697,774
	2 道路橋りょう費	35,419,235
	3 河川海岸費	11,985,393
	4 港湾費	4,907,972
	5 都市計画費	11,192,593

款	項	金額
	6 建築住宅費	2,820,452 <small>千円</small>
12 警察費		26,606,970
	1 警察管理費	24,665,577
	2 警察活動費	1,941,393
13 教育費		100,985,134
	1 教育総務費	16,162,746
	2 小中学校費	50,804,009
	3 高等学校費	23,652,067
	4 特別支援学校費	8,581,796
	5 社会教育費	1,521,579
	6 保健体育費	262,937
14 災害復旧費		197,958,326
	1 県有施設災害復旧費	9,297,719
	2 交通施設災害復旧費	278,800
	3 健康福祉施設災害復旧費	2,449,743
	4 農林水産業施設災害復旧費	54,038,355
	5 土木施設災害復旧費	130,858,549
	6 教育施設災害復旧費	1,035,160
15 公債費		83,231,296
	1 公債費	83,231,296
16 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出	合計	837,989,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
人 事 管 理 事 務 費	自 至 令 和 8 年 度 令 和 10 年 度	千円 52,000
給 与 シ ス テ ム 等 管 理 費	令 和 8 年 度	342,000
税 務 総 合 情 報 シ ス テ ム 更 新 事 業 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度	1,121,207
の と 里 山 空 港 整 備 費	令 和 8 年 度	103,400
石川県社会福祉事業振興資金貸付事業についての石川県社会福祉協議会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令 和 7 年 度 令 和 18 年 度	1,071,205
令 和 7 年 度 諸 施 設 災 害 復 旧 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度	4,627,000
中小企業再生・事業転換支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令 和 7 年 度 令 和 24 年 度	550,000
経営安定再生支援融資等保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令 和 7 年 度 令 和 19 年 度	279,000
ニッチトップ企業創出支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令 和 7 年 度 令 和 24 年 度	64,000
九 谷 焼 技 術 研 修 所 整 備 費	令 和 8 年 度	14,704
令 和 7 年 度 離 職 者 等 高 度 人 材 養 成 推 進 事 業 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度	214,416
令 和 7 年 度 農 業 農 村 整 備 事 業 費	令 和 8 年 度	830,000
令 和 7 年 度 耕 地 災 害 復 旧 事 業 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度	6,000,000
石川県林業公社が行う造林事業に係る融資金の損失補償	自 至 令 和 7 年 度 令 和 63 年 度	日本政策金融金庫から貸付けを受ける1,224,000千円の元利金（遅延損害金を含む）及び損失補償契約に定める損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
山 地 治 山 事 業 費	令 和 8 年 度	208,000
令 和 7 年 度 道 路 建 設 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度	3,090,000
令 和 7 年 度 道 路 整 備 費	令 和 8 年 度	1,700,000
令 和 7 年 度 河 川 改 良 費	令 和 8 年 度	1,810,000
令 和 7 年 度 河 川 総 合 開 発 事 業 費	自 至 令 和 8 年 度 令 和 10 年 度	2,034,000
令 和 7 年 度 海 岸 保 全 費	令 和 8 年 度	170,000
令 和 7 年 度 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	自 至 令 和 8 年 度 令 和 10 年 度	77,099,000

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度港湾災害復旧費	令和8年度	3,391,000 <small>千円</small>
令和7年度街路事業費	令和8年度	280,000
令和7年度公園整備費	自 令和8年度 至 令和12年度	5,643,000
交 番 等 建 設 費	令和8年度	31,000
金沢城三十間長屋保存修理費	令和8年度	12,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化振興費	46,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
国際交流費	48,000			
スポーツ振興費	308,000			
美術館費	7,000			
歴史博物館費	13,000			
観光戦略費	1,000			
要介護高齢者対策費	91,000			
子育て福祉総務費	2,000			
児童福祉費	10,000			
保育専門学園費	19,000			
子ども交流センター費	77,000			
知的障害者福祉費	4,000			
地域福祉推進費	38,000			
保健環境センター費	6,000			
保健所費	46,000			
薬事衛生指導費	2,000			
自然環境費	76,000			
女性活躍推進費	107,000			
商工総務費	55,000			
商工振興費	52,000			
中小企業振興費	43,000			
中小企業指導費	7,200,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業試験場費	35,000			
九谷焼技術研修所費	39,000			
産業技術専門校費	58,000			
農業総務費	26,000			
畜産総務費	102,000			
農業農村整備事業費	1,912,000			
農地防災事業費	586,000			
国直轄土地改良事業費負担金	1,096,000			
造林費	4,000			
林道費	411,000			
治山費	658,000			
国直轄治山事業費負担金	92,000			
水産業振興費	531,000			
漁港管理費	2,000			
漁港建設費	112,000			
土木総務費	23,000			
道路建設費	6,420,000			
道路整備費	4,827,000			
国直轄道路事業費負担金	3,394,000			
河川改良費	3,100,000			
国直轄河川事業費負担金	510,000			
河川総合開発事業費	110,000			
河川整備費	174,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防地すべり対策費	852,000 <small>千円</small>			
国直轄砂防事業費負担金	643,000			
砂防地すべり防止施設整備費	139,000			
海岸保全費	349,000			
国直轄海岸事業費負担金	275,000			
港湾管理費	743,000			
港湾改良費	888,000			
国直轄港湾事業費負担金	690,000			
街路事業費	688,000			
都市計画整備費	21,000			
公園整備費	1,042,000			
公営住宅建設費	766,000			
建築指導費	22,000			
警察施設費	430,000			
運転免許費	79,000			
交通指導取締費	743,000			
教員総合研修センター費	18,000			
高等学校整備費	2,538,000			
特別支援学校整備費	231,000			
社会教育振興費	5,000			
文化財保護費	64,000			
諸施設災害復旧費	4,993,000			
鉄道施設災害復旧費	98,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
健康福祉施設災害復旧費	704,000			
農林水産業施設等 災害復旧事業費	49,000			
耕地災害復旧事業費	778,000			
国直轄災害復旧費負担金	17,064,000			
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	1,973,000			
林道災害復旧事業費	462,000			
漁港災害復旧事業費	2,954,000			
共同利用施設 災害復旧事業費	67,000			
土木施設災害復旧費	32,590,000			
港湾災害復旧費	6,205,000			
県単土木災害復旧費	40,000			
県単港湾災害復旧費	642,000			
一般管理費	343,000			
財産管理費	1,111,000			
危機管理総務費	206,000			
交通対策費	2,100,000			
国直轄空港事業費負担金	321,000			
<b>計</b>	<b>116,399,000</b>			



## 議案第3号

### 令和7年度石川県証紙特別会計予算

令和7年度の石川県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,078,954千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和7年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 証紙収入		千円 3,078,953
	1 証紙収入	3,078,953
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		3,078,954

歳出

款	項	金額
1 証紙管理費		千円 3,078,954
	1 証紙管理費	3,078,954
歳出合計		3,078,954

議案第三号 令和七年度石川県証紙特別会計予算

## 議案第 4 号

# 令和 7 年度石川県土地取得特別会計予算

令和 7 年度の石川県土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,290千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 7 年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		10,289 <small>千円</small>
	1 財産運用収入	10,289
2 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		10,290

歳出

款	項	金額
1 土地取得費		10,290 <small>千円</small>
	1 土地取得費	10,290
歳出合計		10,290

議案第四号 令和七年度石川県土地取得特別会計予算

## 議案第5号

### 令和7年度石川県国民健康保険特別会計予算

令和7年度の石川県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,316,666千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和7年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 29,112,033
	1 負担金	29,112,033
2 国庫支出金		25,227,460
	1 国庫負担金	18,343,828
	2 国庫補助金	6,883,632
3 財産収入		4,428
	1 財産運用収入	4,428
4 繰入金		6,418,041
	1 繰入金	6,418,041
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		32,554,703
	1 交付金	32,554,703
歳入合計		93,316,666

歳出

款	項	金額
1 健康福祉費		千円 93,316,666
	1 国民健康保険費	93,316,666
歳出合計		93,316,666

議案第五号 令和七年度石川県国民健康保険特別会計予算

## 議案第6号

### 令和7年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和7年度の石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,565千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和7年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 470
	1 繰入金	470
2 貸付金元利収入		53,191
	1 貸付金元利収入	53,191
3 繰越金		103,815
	1 繰越金	103,815
4 諸収入		4,089
	1 雑収入	4,089
歳入合計		161,565

歳出

款	項	金額
1 健康福祉費		千円 161,565
	1 母子父子寡婦福祉資金費	161,565
歳出合計		161,565

議案第六号 令和七年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

## 議案第7号

### 令和7年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和7年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,182千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和7年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 867
	1 繰入金	867
2 貸付金元利収入		229,415
	1 貸付金元利収入	229,415
3 繰越金		18,900
	1 繰越金	18,900
4 諸収入		2,000
	1 雑収入	2,000
歳入合計		251,182

歳出

款	項	金額
1 商工労働費		千円 251,182
	1 中小企業近代化促進費	251,182
歳出合計		251,182

議案第七号 令和七年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

## 議案第8号

### 令和7年度石川県林業改善資金特別会計予算

令和7年度の石川県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,412千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和7年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,411
	1 繰入金	1,411
2 貸付金元利収入		2,120
	1 貸付金元利収入	2,120
3 繰越金		72,878
	1 繰越金	72,878
4 諸収入		3
	1 雑収入	3
歳入合計		76,412

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		76,411
	1 林業改善資金費	76,411
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		76,412

議案第八号 令和七年度石川県林業改善資金特別会計予算

## 議案第9号

# 令和7年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和7年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,956千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和7年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 955
	1 繰入金	955
2 貸付金元利収入		4,400
	1 貸付金元利収入	4,400
3 繰越金		75,600
	1 繰越金	75,600
4 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		80,956

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 80,955
	1 沿岸漁業改善資金費	80,955
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		80,956

議案第九号 令和七年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

## 議案第10号

# 令和7年度石川県公営競馬特別会計予算

令和7年度の石川県公営競馬特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,696,950千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和7年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 収益事業収入		千円 29,709,199
	1 収益事業収入	29,709,199
2 使用料及び手数料		5,280
	1 手数料	5,280
3 財産収入		151,037
	1 財産運用収入	150,987
	2 財産売却収入	50
4 繰入金		232,816
	1 繰入金	232,816
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		598,617
	1 雑収入	598,617
歳入合計		30,696,950

歳出

款	項	金額
1 公営競馬費		千円 30,696,950
	1 公営競馬費	30,643,676
	2 公債費	53,274
歳出合計		30,696,950

議案第十号 令和七年度石川県公営競馬特別会計予算

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
さ ゅ う 舎 整 備 費	令 和 8 年 度	<div style="text-align: right;">千円</div> 658,000

議案第十号 令和七年度石川県公営競馬特別会計予算



## 議案第11号

# 令和7年度石川県港湾整備特別会計予算

令和7年度の石川県港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,810,157千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和7年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 343,378
	1 使用料	343,378
2 繰入金		837,673
	1 繰入金	837,673
3 諸収入		104,106
	1 雑収入	104,106
4 県債		1,525,000
	1 県債	1,525,000
歳入合計		2,810,157

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 1,526,157
	1 管理費	152,289
	2 整備費	200,000
	3 公債費	1,173,868
2 港湾災害復旧費		1,284,000
	1 港湾災害復旧費	1,284,000
歳出合計		2,810,157

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 883,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられるついでに、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、繰上償還することがある。
港湾災害復旧費	642,000			
計	1,525,000			

議案第十一号 令和七年度石川県港湾整備特別会計予算



## 議案第12号

# 令和7年度石川県育英資金特別会計予算

令和7年度の石川県育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244,469千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和7年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1,807 <sup>千円</sup>
	1 財産運用収入	1,807
2 繰入金		17,223
	1 繰入金	17,223
3 貸付金元利収入		206,575
	1 貸付金元利収入	206,575
4 繰越金		4,913
	1 繰越金	4,913
5 寄附金		2,500
	1 寄附金	2,500
6 諸収入		11,451
	1 雑収入	11,451
歳入合計		244,469

歳出

款	項	金額
1 教育費		244,469 <sup>千円</sup>
	1 育英資金費	244,469
歳出合計		244,469

議案第十二号 令和七年度石川県育英資金特別会計予算

## 議案第13号

# 令和7年度石川県公債管理特別会計予算

令和7年度の石川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,827,885千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和7年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 83,080,885
	1 繰入金	83,080,885
2 県債		45,747,000
	1 県債	45,747,000
歳入合計		128,827,885

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 128,827,885
	1 公債費	128,827,885
歳出合計		128,827,885

議案第十三号 令和七年度石川県公債管理特別会計予算

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 債 費	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">45,747,000</p>	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる利率を行っただけの利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、繰上償還又は繰上繰上償還することができる。
計	45,747,000			

議案第十三号 令和七年度石川県公債管理特別会計予算



## 議案第14号

## 令和7年度石川県立中央病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度の石川県立中央病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一般病床	630床
------	------

(2) 年間延患者数

入院患者	152,432人	外来患者	241,516人
------	----------	------	----------

(3) 1日平均患者数

入院患者	418人	外来患者	998人
------	------	------	------

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費	759,393千円
----------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	27,152,711千円
------------	--------------

第1項 医業収益	25,184,597千円
----------	--------------

第2項 医業外収益	1,968,094千円
-----------	-------------

第3項 特別利益	20千円
----------	------

支 出

第1款 病院事業費用	27,717,156千円
------------	--------------

第1項 医業費用	27,314,380千円
----------	--------------

第2項 医業外費用	402,756千円
-----------	-----------

第3項 特別損失	20千円
----------	------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,428,282千円は、過年度分損益勘定留保資金1,426,194千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,088千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	2,226,229千円
第1項 企業債	734,000千円
第2項 他会計負担金	1,492,219千円
第3項 固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款 資本的支出	3,654,511千円
第1項 病院建設改良費	759,393千円
第2項 企業債償還金	2,895,118千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度医療機器 保守業務委託費	自 令和8年度 至 令和13年度	103,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
資 産 購 入 費	734,000 <small>千円</small>	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	11,284,827千円
-----------	--------------

(他会計からの補助金)

第9条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、132,547千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,116,492千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	磁気共鳴断層撮影装置	一式
医療器械	3次元心臓マッピングシステム	一式

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩



## 議案第15号

## 令和7年度石川県立こころの病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度の石川県立こころの病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

精神病床	400床
------	------

(2) 年間延患者数

入院患者	125,021人	外来患者	34,848人
------	----------	------	---------

(3) 1日平均患者数

入院患者	343人	外来患者	144人
------	------	------	------

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費	35,529千円
----------	----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	3,524,103千円
------------	-------------

第1項 医業収益	2,479,012千円
----------	-------------

第2項 医業外収益	1,045,081千円
-----------	-------------

第3項 特別利益	10千円
----------	------

支 出

第1款 病院事業費用	3,594,341千円
------------	-------------

第1項 医業費用	3,525,643千円
----------	-------------

第2項 医業外費用	68,688千円
-----------	----------

第3項 特別損失	10千円
----------	------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額192,989千円は、過年度分損益勘定留保資金192,925千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64千円で補てんするものとする）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	252,307千円
第1項 企 業 債	35,000千円
第2項 他 会 計 負 担 金	217,297千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金	10千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	445,296千円
第1項 病 院 建 設 改 良 費	35,529千円
第2項 企 業 債 償 還 金	409,767千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
資 産 購 入 費	35,000 <small>千円</small>	普 通 貸 借 又 是 証 券 発 行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融 通条件により、銀行その他 の場合においてはその債権 者と協定した融通条件によ る。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 2,467,627千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,891千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、377,580千円と定める。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

## 議案第16号

## 令和7年度石川県港湾土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度の石川県港湾土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却

地区名	売却面積
大田工業用地	1,000㎡

(2) 土地貸付

地区名	貸付面積
大浜用地	18,849㎡
大田工業用地	1,563㎡
湊町都市再開発用地	2,346㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾土地造成事業収益	16,049千円
第1項 営業収益	10,000千円
第2項 営業外収益	6,049千円

支出

第1款 港湾土地造成事業費用	12,556千円
第1項 営業費用	12,546千円
第2項 営業外費用	10千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、884,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩



## 議案第17号

## 令和7年度石川県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度の石川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市数	5市
(2) 年間総処理水量	28,413,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	77,844m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道建設事業費	1,436,363千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	2,938,446千円
第1項 営業収益	1,413,862千円
第2項 営業外収益	1,524,584千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	2,837,907千円
第1項 営業費用	2,722,644千円
第2項 営業外費用	115,263千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額369,773千円は、過年度分損益勘定留保資金343,912千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,861千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	1,428,000千円
第1項 企業債	300,000千円
第2項 国庫補助金	895,500千円
第3項 建設負担金	232,250千円
第4項 他会計補助金	250千円

支 出

第1款 資本的支出	1,797,773千円
第1項 建設改良費	1,436,363千円
第2項 企業債償還金	361,410千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	千円 300,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,200,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 77,359千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、241,840千円である。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩

## 議案第18号

## 令和7年度石川県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度の石川県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 1日最大給水量	243,860m <sup>3</sup>
(2) 年間有収水量	53,405,340m <sup>3</sup>
(3) 主要な建設改良事業	
固定資産改良費	1,488,000千円
(うち債務負担行為額)	775,000千円)
送水施設建設改良事業費	7,660,000千円
(うち債務負担行為額)	1,600,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	6,407,904千円
第1項 営業収益	5,815,841千円
第2項 営業外収益	592,063千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	5,560,979千円
第1項 営業費用	5,449,916千円
第2項 営業外費用	111,063千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,386,494千円は、過年度分損益勘定留保資金1,548,721千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額837,773千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	6,772,000千円
第1項 企業債	6,672,000千円
第2項 国庫補助金	100,000千円

支 出

第1款 資本的支出	9,158,494千円
-----------	-------------

第1項 建設改良費 6,773,000千円  
 第2項 企業債償還金 2,385,494千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
既存送水管等修繕費	令和8年度	201,000千円
固定資産改良費	令和8年度	775,000千円
送水施設建設改良事業費	令和8年度	1,600,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
固定資産改良費	千円 612,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
送水施設建設改良事業費	6,060,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 481,378千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、95,840千円と定める。

令和7年2月25日提出

石川県知事 馳 浩